

○他会への会間異動に伴う、移転先会指定追加書類
(会間異動手続き時に本会に提出)

区分	提出をを求める書類		
① 自己所有する建物を税理士事務所とする場合	<ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書 (写し可) ※住居表示施行区域又は住居表示が明らかでないときは、住居表示の証明書 (市区町村で発行) 住居表示の証明書が入手できない場合は、『建物全部事項証明書の所在と住居表示の違いに ・建物の管理責任者等からの税理士事務所設置同意書 [PDF] 又は税理士事務所設置に関する誓約書 [PDF] ※「住居専用」と明記されている建物等、事務所としての使用を想定していない建物内に設置する場合のみ 		
② 親族(B)が所有する建物を税理士事務所とする場合	<ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書 ※住居表示施行区域又は住居表示が明らかでないときは、住居表示の証明書 ・物件所有者(B)からの税理士事務所設置同意書 [PDF] ※当該建物が共同所有である場合は、物件所有者(B)のうち最低1名が同意すれば足りるものとする。 		
③ 他人(B)(税理士以外)が所有する建物を税理士事務所とする場合	賃貸借の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・(B)と変更登録申請者(C)の賃貸借契約書の写し ・(B)からの税理士事務所設置同意書 (「住居専用」と明記されている建物等、事務所としての使用を想定していない建物内に設置する場合) [PDF] 	
	使用貸借の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・(B)からの税理士事務所設置同意書 (使用貸借用) [PDF] ・物件所有者(B)記載の登記事項証明書 (写し可) 	
④ 他の開業税理士(A)が賃貸借している事務所(建物)を税理士事務所とする場合	転貸借の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・(A)と物件所有者(B)間の賃貸借契約書の写し ・(A)と変更登録申請者(C)間の賃貸借契約書の写し ・(A)と物件所有者(B)連名の税理士事務所設置同意書 [PDF] 	<ul style="list-style-type: none"> (A)と変更登録申請者(C)の間に、職員として雇用関係がある場合 ・業務執行に関する誓約書 [PDF]
	使用貸借の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・(A)と物件所有者(B)間の賃貸借契約書の写し ・(A)と物件所有者(B)連名の税理士事務所設置同意書 	<ul style="list-style-type: none"> ・(A)からの承諾書
⑤ 社員税理士となる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・社員税理士同意書 書式4-5 [PDF] ※開業税理士又は所属税理士から社員税理士になる場合、必要 ・法人登記簿謄本(コピー可) ※税理士法人を設立し、開業税理士又は所属税理士から本店社員となる場合は、本店履歴事項全部証明書が必要 ※税理士法人が支店を設置し、開業税理士又は所属税理士から当該支店社員となる場合は、本店及び支店履歴事項全部証明書が必要 ※税理士法人の社員が同一法人内で社員として異動する場合は、不要 		
⑥ 所属税理士となる場合	開業事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・所属税理士同意書 書式4-3 [PDF] 	
	税理士法人	<ul style="list-style-type: none"> ・所属税理士同意書 書式4-4 [PDF] ※所属予定の税理士法人が設立または従たる事務所(支店)を新設し、その事務所に所属する場合は、異動前に、税理士法人から設立または設置の届出されていることが必要です。 税理士法人設立または設置の届出されているか所属予定の税理士法人に確認の上、未届出の場合は異動先税理士会へお問い合わせください。 (法人設立または設置の届出が未届出の場合は、異動ができません。) 	

※(A):他の開業税理士 (B):物件所有者 (C):変更登録申請者

※上記書類の他状況に応じて事務所設置予定地に関する「間取図」も提出していただく場合もあります。

※書類不足の場合は、希望日に異動できない場合がございます。